

○西郷村「はび福なび会員登録」補助金交付要綱

令和3年12月28日告示第227号

西郷村「はび福なび会員登録」補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 西郷村は、未婚・晩婚化の解消により少子高齢化の進行を抑制し、結婚を希望する独身者の出会いの場を支援する目的で、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステム「はび福なび」(以下「はび福なび」という。)の会員登録者に対し、西郷村補助金等の交付等に関する規則(昭和49年西郷村規則第13号)(以下「規則」という。)、西郷村補助金等交付基準(平成28年西郷村訓令第1号)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(対象経費)

第2条 この要綱において、補助金の対象経費は、「はび福なび」の入会登録料とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本村に住民登録をされている者
- (2) 20歳以上の独身者
- (3) 令和3年4月1日以降に「はび福なび」の会員登録を行い、補助金の申請日において自己都合による退会をしていないこと。
- (4) 西郷村暴力団排除条例(平成24年西郷村条例第6号)に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (5) 他の市町村において対象経費に対する補助を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 村税及び使用料等の滞納がないこと

2 前項の規定にかかわらず、村長が補助対象者として適当でないと認める者は補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の全額(百円未満切捨て)とし、上限を1万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「はび福なび」の会員登録後、西郷村「はび福なび会員登録」補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 身分証明書の写し
- (2) 「はび福なび」入会登録料の領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 村長は、補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、その結果を西郷村「はび福なび会員登録」補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第7条 第5条の交付申請書は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、西郷村「はび福なび会員登録」補助金交

付請求書（様式第3号）を速やかに村長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正行為により補助金を受領した場合は、既に交付されている補助金の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式（省略）